

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年3月26日

支出負担行為担当官

気象研究所長 中本 能久

1 当該招請の主旨

本業務は、既に運用している経理業務用ソフトウェア及びデータベース（以下、「本ソフトウェア及びデータベース」という。）の移植及び環境構築作業を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本ソフトウェア及びデータベースの構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 経理業務用ソフトウェア及びデータベースの移植並びに環境構築
- (2) 業務内容 経理業務用ソフトウェア及びデータベースの移植並びに環境構築を行う。
- (3) 履行期限 令和7年7月31日（木）

3 業務目的

本業務は、現在運用中である経理業務用ソフトウェア及びデータベースの機能を新たに調達するサーバに移植及び環境構築を行い各機能が円滑に活用されるよう作業を行うことを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本ソフトウェア及びデータベースは、措置請求から支払い及び物品管理等の経理業務を迅速かつ適切に処理するために使用されるものであり、当所の経理業務を行う上で重要である。

そのため、障害等発生時に被害を最小限に留める的確な対策及び万全の体制を維持しつつ作業できるように本ソフトウェア及びデータベースの設計を理解し、システム全体の内容・構造等について詳細な知識を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本ソフトウェア及びデータベースの性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような改修を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

本ソフトウェア及びデータベースは、経理業務処理に使用するため、高い信頼性を担保する必要がある。このため、本ソフトウェア及びデータベース製作者との技術連携体制を明示できること。

(6) 業務実績に関する要件

オンラインで動作する会計の業務処理ソフトウェアを制作した実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課調査官 小山 昌一

電話 029-853-8560 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課主計係長 中村 昌平

電話 029-853-8561

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年3月26日（水）から令和7年4月15日（火）まで （1）に同じ。

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年4月16日（水） 16：00まで （1）に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しA4版とする）、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（4）応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

（5）応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

（6）その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための窓口照会 5（1）に同じ。
- （3）一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- （4）令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札

の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。